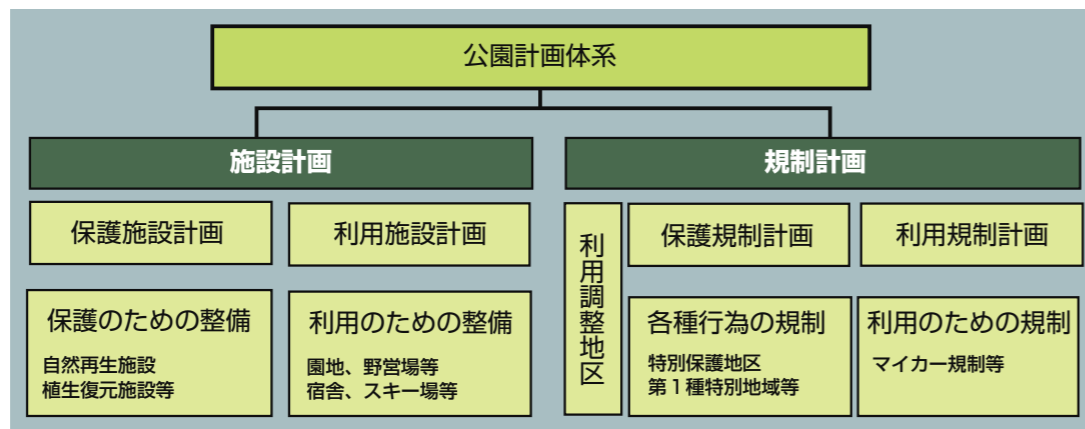


保護と利用の仕組み

国立公園では、公園ごとに定められる公園計画に従って行為の規制や施設整備等を行うことにより、自然の保護と利用の増進が進められている。

1 公園計画

公園計画は、海域や山岳などの各公園の特性に応じた風景の保護管理や運営、利用や保護のための施設整備についての基本方針を定めたものである。公園計画は施設計画と規制計画からなり、施設計画は保護の施設計画と利用施設計画から、規制計画は保護規制計画と利用規制計画、そして利用調整地区からなる。



2 行為の規制

保護規制は、風致景観の維持のため各種行為の制限を行うものである。

公園内の風景の質等に応じて、陸域は大きく特別地域、普通地域に区分され、海域は海中公園地区と普通地域に区分される。特別地域は、さらに特別保護地区と、第1種から3種までの4段階に区分され、規制の内容を変えて保護を図っている。

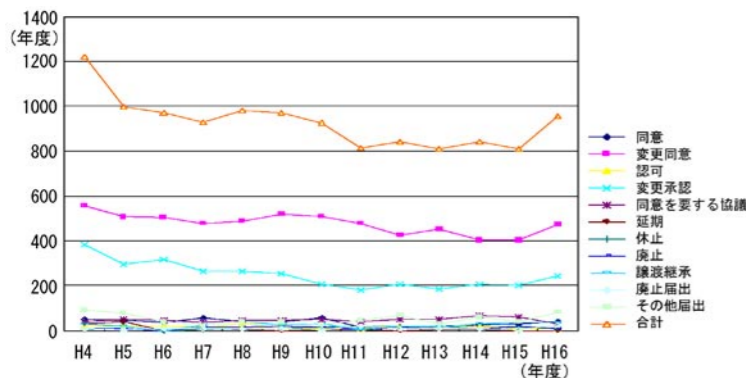
一般に、特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区では厳正な保護がなされ、学術研究目的など以外では行為は許可されない。一方、第3種特別地域は農林業との調整を図る地域とされ、森林の伐採も許可可能である。

3 公園事業

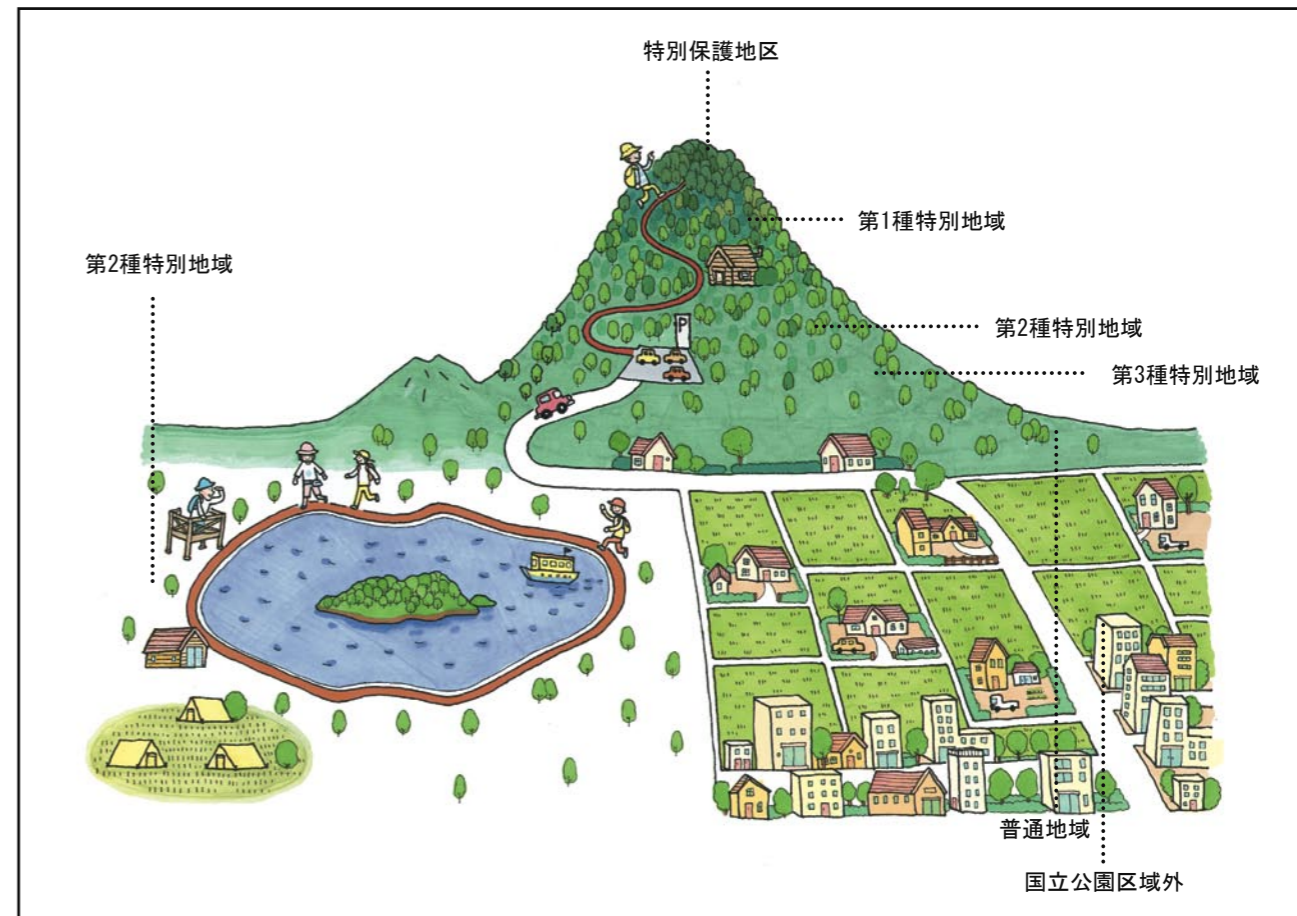
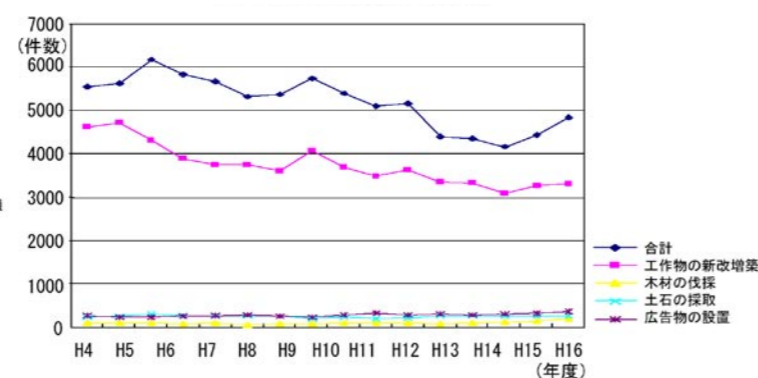
利用施設計画又は保護施設計画として決定した施設は、さらに事業内容の大綱を定めた上で、事業執行（施設の整備、管理運営など）する。国立公園事業の場合、環境大臣の同意・

認可を受けて地方自治体・民間団体も執行可能。執行時には行為規制が適用除外となる。

事業申請処理件数の推移



国立公園内行為許可件数



公園計画概念図

保護のための計画

- 特別保護地区
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 普通地域

利用のための計画

- 園地
- 山小屋・ホテル
- キャンプ場
- 駐車場
- ビジターセンター
- 車道
- 歩道
- 遊覧船

●公園計画の考え方

土地の自然の状態や使われ方によって、特別保護地区、第1種から第3種までの特別地域、普通地域に分けます。規制は特別保護地区が最も厳しく、普通地域になるに従って緩やかになっています。

また、それぞれの公園の自然保護と利用のバランスを考えて、計画的に施設の整備を行なうために公園ごとに山小屋や登山道やビジターセンターの配置を考えます。

国立公園の地種区分 (総面積2,056,556ha)	
特別保護地区	270,307ha
特別地域	
第1種特別地域	240,357ha
第2種特別地域	475,592ha
第3種特別地域	480,126ha
普通地域	590,174ha